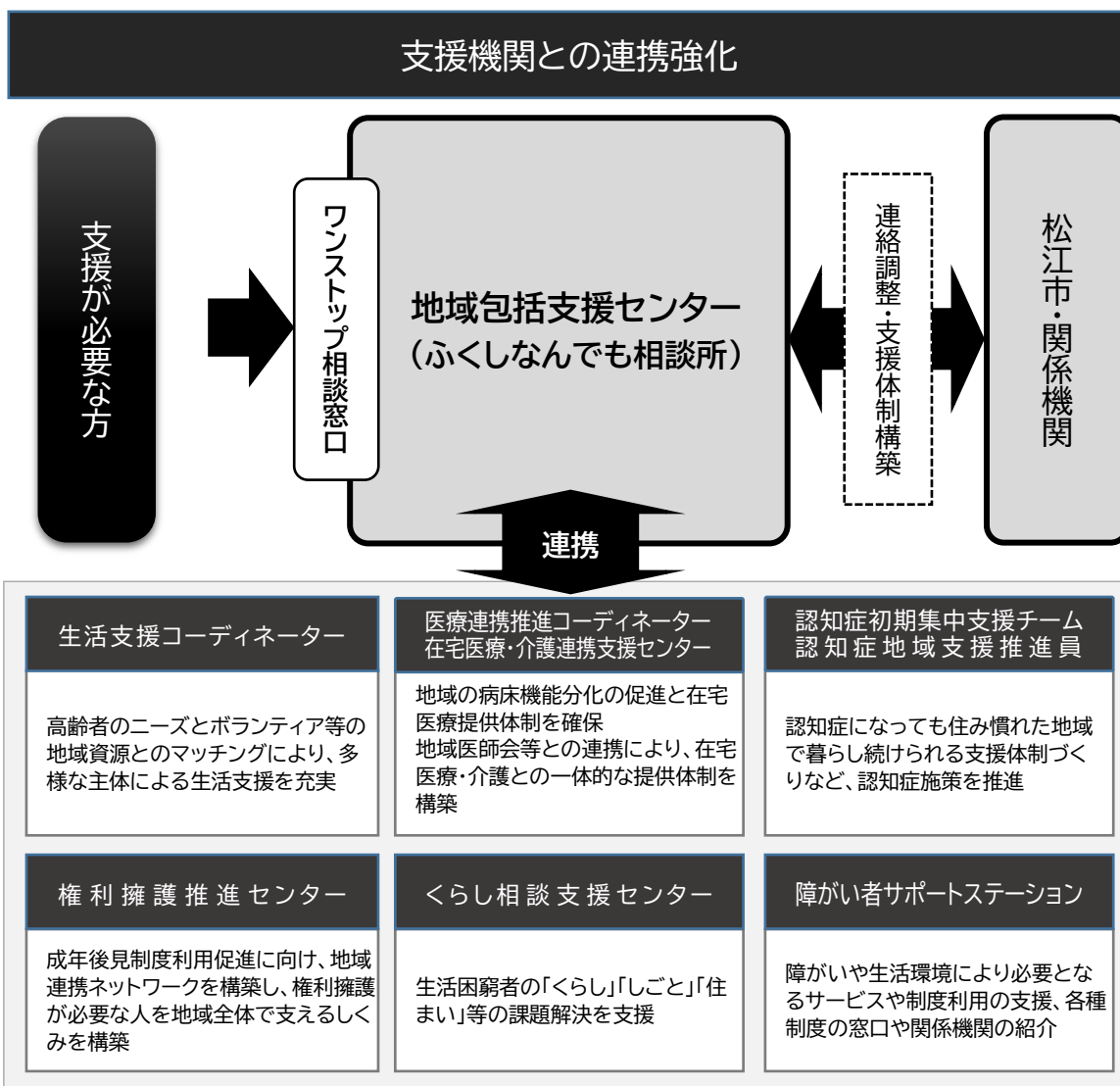


令和5年度 地域包括支援センター運営基本方針

1 全世代・全対象型地域包括支援体制の整備、連携強化

2025年、2040年に向かい人口減少・少子高齢化が急速に進行し、個人や世帯単位で様々な分野の課題を抱え、複合的な支援を必要とするケースが増えていく中、制度の狭間で孤立せず、安心して暮らせる「地域共生社会」を実現するためには、社会構造の変化に対応し、分野ごとの縦割りを越えた包括的支援体制の整備を推進する必要がある。

これらの状況を踏まえ、地域包括支援センターに障がいのある方や子ども、生活困窮者などの地域の重層的な総合相談窓口を付加し、全ての世代、全ての人を対象としたワンストップ相談窓口としての機能の充実を図ってきたが、より複雑化した課題に対応するため、体制や環境の整備を図ることに加え、障がい者福祉や児童福祉など、他分野との連携を促進する。



2 基本的な運営方針

- (1) 「公益性」「地域性」「協働性」の視点で運営を行う。
- (2) 地域の高齢者の自立支援を図ることを念頭に、総合相談窓口としての機能を発揮する。
- (3) 関係機関と連携しながら地域における社会資源を相互につなげていく地域のネットワーク構築機能を果たす。

3 基本業務

(1) 総合相談支援業務

地域の高齢者に対して、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、機関又は制度の利用につなげるなどの支援を可能とするために、継続的・専門的な視点に基づく相談支援や地域の関係者とのネットワーク構築、地域の高齢者の心身の状況等必要な実態把握等を行う。

(2) 権利擁護業務

地域の関係機関との迅速かつ円滑な連携を図り、権利侵害行為の対象となっている、または対象になりやすい高齢者、あるいは自ら権利主張や権利行使することができない状況にある高齢者に対して、権利侵害の予防や対応、権利行使の支援を行う。

(3) 介護予防ケアマネジメント業務

適切な介護予防ケアマネジメントの実施を通じて、高齢者の状態に応じたフレイル対策を含む健康づくりや介護予防の取組の支援を行う。

(4) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者が地域において安心して生活を継続するために適切な社会資源を活用できるよう、包括的・継続的なケアマネジメントを実現するため、地域のケアマネジャーに対する直接的・間接的な支援を行う。

(5) 地域ケア会議の開催

高齢者支援の個別ケースについて検討を行う起点として、個別の地域ケア会議を開催し、「個別課題の解決」、「地域包括支援ネットワークの構築」、「地域課題の発見」を行い、インフォーマルサービスや地域の見守りネットワークなどの地域で必要な資源の開発を行うとともに、介護保険事業計画等の政策形成につなげる。

4 重点取組事項

(1) 地域の高齢者の支援、実態把握

- ア 地域福祉組織等と連携したひとり暮らし高齢者への効果的・効率的な訪問活動の実施
- イ 個別ケースの地域ケア会議等を活用した適切な個別支援の実施
- ウ 地域福祉組織、民間事業者をはじめとする地域の様々なネットワークを活用した実態把握、見守り活動の促進
- エ 上記活動において適切な支援につなげることでできた事例(地域の強み)の収集及び分析等を通じた地域課題の抽出、整理

(2) 権利擁護に関する連携・支援

- ア 「高齢者虐待対応マニュアル」に基づく高齢者虐待や困難事例に関する緊密な連携による対応
- イ 高齢者虐待等の早期発見、発生予防の取組
- ウ 地域の関係機関と連携した消費者被害等に関する迅速な情報共有の促進
- エ 成年後見制度をはじめ、高齢者の権利擁護に資する制度・事業の普及啓発及び利用支援

(3) 介護予防の取組の推進

- ア 自立支援・重度化防止を目指し個別性を重視した適切な介護予防ケアマネジメントの実施
- イ サービス事業者、保健・医療・福祉の関係機関等との連携によるケアマネジメントの実施
- ウ 介護予防の普及啓発
- エ 介護予防が必要な対象者の早期発見、早期対応
- オ 介護予防ケアマネジメントの質の向上に向けた事例検討の定期的な実施及びリハビリテーション専門職の参加の推進

(4) 認知症の人やその家族等に対する支援体制の強化構築

- ア 認知症に対する正しい理解の普及啓発などの様々な機会を活用した、地域の関係機関・団体・企業等との連携促進
- イ 認知症初期集中支援チームとの協働による認知症の初期・初動支援の充実に向けた取組など、早期発見・相談・支援をスムーズに実施できる仕組みづくり
- ウ 行方不明の恐れがある高齢者の事前の相談による見守りネットワーク事業の紹介とサービス事業所、地域福祉組織、高齢者見守りネットワーク事

業の協力事業所、警察等との協働による見守り体制の構築

(5) 医療・介護をはじめとする多職種の地域ネットワークの充実・強化

- ア 日常生活圏域を標準とする地域ケア会議等における、地域の医療・介護・福祉等多職種の関係機関との連携体制の構築に基づく、地域課題の検討・対応
- イ 地域包括支援センター運営協議会(松江市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会)での情報共有・地域課題の検討・対応
- ウ 「在宅医療・介護連携推進」「生活支援体制整備」「認知症施策推進」等において構築する専門職による分野別会議やネットワークとの相互の情報共有・連携による地域課題の検討・対応

(6) 地域における生活支援体制整備に向けた資源の把握・情報共有等サービス創出に向けた関係機関との協働

- ア 生活支援コーディネーターが担う地域の資源把握、分析等の活動に対する支援・協力
- イ 地域支え合い協議体への参画等を通じた、介護予防・生活支援サービス創出に向けた情報共有、具体的なサービス創出にかかる検討

5 留意事項

(1) 事業計画の策定

運営方針や前年度の活動内容を踏まえ、担当圏域の地域事情に応じた事業計画を策定するとともに、事業計画を踏まえた活動を遂行すること。

(2) 市との連携

相談内容、高齢者を取り巻く状況、地域で抱える課題が多様化、複雑化してきていることから、課題の解決にあたっては、市と互いに密な連携を図り活動を遂行すること。

(3) 公正・中立性の確保

運営費用が、市民の介護保険料や国・地方公共団体の公費によってまかなわれていることから、高齢者福祉行政の一翼を担う「公的な機関」として、高度な公正性・中立性を確保した事業運営を行うこと。

(4) 個人情報の取扱い

地域包括支援センター職員は高齢者等の心身の状況や家庭の状況等、他人が容易には知り得ないような個人情報を詳細に知り得る立場にあることを念頭におき、その適正な取り扱いを図ること。

(5) 新型コロナウイルス感染症(covid-19)への対応

各事業の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症（covid-19）の感染防止対策を徹底すること。また、市と連携しながら、状況に応じ、柔軟な対応を行うこと。